

# 宮城県防災会議幹事会議

日 時 平成18年6月15日(木)  
午後2時から  
場 所 ホテル法華クラブ仙台  
1階 ハーモニーホール

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 宮城県地域防災計画(日本海溝特措法編)(素案)について
- (2) 宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について

4 その他

5 閉 会

### ※ 配付資料

- 資料1 : 宮城県地域防災計画(日本海溝特措法編)の作成について
- 資料2 : 宮城県地域防災計画(日本海溝特措法編)の今後のスケジュールについて
- 資料3 : 宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正等について

# 宮城県防災会議幹事会議出席者名簿

平成18年6月15日会議時

	機 関 名	幹 事 職・氏名		代理出席者 職・氏名	
1	東北管区警察局	広域調整部災害対策官	遠藤 和雄		
2	東北財務局	総務課長	米澤 裕樹	総務第1係長	石井 武
3	東北厚生局	総務課長	千葉 晃一	総務課長補佐	小畑 孝志
4	東北農政局	農産課長	田中 宏樹		
5	東北森林管理局	仙台森林管理署長	外山 武比古		
6	東北経済産業局	総務課長	矢島 秀浩		
7	仙台管区気象台	業務課長	若山 晶彦		
8	東北運輸局	環境・安全防災課長	鴫田 幸志		
9	第二管区海上保安本部	警備救難部長	時枝 俊次郎	企画調整官	加瀬 龍太郎
10	東北総合通信局	総務課企画広報室長	浅海 格		
11	宮城労働局	安全衛生課長	木村 三男		
12	東北地方整備局	仙台河川国道事務所長	足立 徹	副所長	斉藤 文憲
13	東北地方整備局	塩釜港湾・空港整備事務所長	三上 圭一	副所長	渡辺 雅男
14	東京航空局仙台空港事務所	総務課長	芳賀 孝輝	総務課長補佐	海老原 善夫
15	関東東北産業保安監督部 東北支部	管理課長	早坂 敏博		
16	第22普通科連隊	第3科長	湯本 雅一		
17	第2施設団	第3科長	奥平 一郎	防衛班長	川村 悟
18	宮城県市長会	事務局長	五十嵐 悦朗	欠 席	
19	宮城県町村会	理事事務局長	平 秀毅		
20	財団法人宮城県消防協会	事務局長	原田 博行		
21	宮城県消防長会	事務局長	八巻 正之		
22	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社	総務部担当課長(安全)	松本 隆	総務部安全推進 グループ	眞城 雅幸
23	東日本電信電話株式会社 宮城支店	設備部災害対策室担当 課長	山田 孝雄	災害対策室長	桜井 克彦
24	日本銀行仙台支店	文書課長	山川 孝		
25	東北電力株式会社宮城支店	企画総務部長	野上 正文		
26	日本通運株式会社仙台支店	総務課長	松島 輝		
27	日本赤十字社宮城県支部	事業推進課長	加藤 一廣		
28	日本放送協会仙台放送局	報道担当部長	高橋 聡	欠 席	
29	東日本高速道路株式会社 東北支社	管理事業部調査役	久保田 謙作		
30	日本郵政公社東北支社	企画課長	伊藤 誠一	欠 席	

## 宮城県地域防災計画（日本海溝特措法編）の作成について

平成18年6月15日

宮城県総務部危機対策課

### 1 作成の趣旨

平成16年3月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝特措法」という。）が制定され、日本海溝特措法第3条の規定に基づき、著しい地震災害が生じる恐れがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域として、平成18年2月20日に本県全域が推進地域に指定された。

この決定を受け、日本海溝特措法第6条に定められた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を、宮城県地域防災計画に新たに「日本海溝特措法編」を設け、作成するものである。

本計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、県、市町村、防災関係機関が一体となって本県地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 計画（素案）の作成方針

- ① 中央防災会議が作成した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策基本計画及び消防庁が作成した推進計画モデル計画を基に、本県の地域特性等を反映させて作成した。
- ② 平成16年6月に修正した県地域防災計画（震災対策編）と整合性を図り、作成した。

### 3 これまでの経緯

- ・平成16年4月 2日 日本海溝特措法の公布（平成16年3月26日成立）
- ・平成17年9月 1日 日本海溝特措法の施行
- ・平成18年1月25日 中央防災会議専門調査会が日本海溝地震被害想定を公表
- ・平成18年2月20日 「推進地域」の指定。本県全域が指定された。  
(平成18年2月20日付け内閣府告示第30号)
- ・平成18年3月31日 中央防災会議による「基本計画」の作成。  
消防庁による「推進計画モデル計画」の作成。

### 4 計画の概要

別紙のとおり

## 宮城県地域防災計画（日本海溝特措法編）の概要

### 1 第1章 総則

#### (1) 第1節 推進計画の目的（素案、P3）

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「海溝型地震」という。）が発生した際の津波からの防護及び円滑な避難の確保並びに地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等の地震防災対策の推進。

#### (2) 第2節 推進地域（素案、P3）

- ① 特措法第3条の規定に基づき全市町村が指定されている旨を記載した。

#### (3) 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱（素案、P3～11）

- ① 震災対策編第1章第2節に定めるとおりとした。

### 2 第2章 災害対策本部等の設置等

#### (1) 第1節 本部等の設置（素案、P12）

- ① 海溝型地震等が発生した場合は、災害対策基本法及び宮城県災害対策本部要綱等に基づき、直ちに宮城県災害対策本部等を設置することとした。

#### (2) 第2節 災害対策本部等の組織及び運営（素案、P12）

- ① 災害対策基本法、宮城県災害対策本部条例等に定めるところによることとした。

#### (3) 第3節 災害応急対策要員の参集（素案、P12～14）

- ① 震災対策編第3章第1節第2に定めるとおりとした。

### 3 第3章 地震発生時の応急対策等

#### (1) 第1節 地震発生時の応急対策（素案、P15～63）

- ① 情報の収集・伝達については、震災対策編第3章第2節他に定めるとおりとした。
- ② 津波防災施設の被災状況の把握及び防災拠点施設の緊急点検・巡視等の実施について記載した。
- ③ 危険物施設等による二次災害の防止については、震災対策編第3章第26節他のとおりとした。また、土砂災害の防止やライフライン復旧時の火災警戒等について、助言・指導するものとした。
- ④ 救助・救急・消火・医療活動については、震災対策編第3章第5節他に定めるとおりとした。
- ⑤ 物資調達については、震災対策編第3章第15節に定めるとおりとした。

めることとした。また、施設等の点検等の被災防止措置を講ずることとした。

(6) 第6節 交通対策 (素案、P88～89)

- ① 公安委員会及び道路管理者は、通行規制等についての周知・情報提供に努めるものとした。
- ② 第二管区海上保安本部、港湾管理者による船舶交通制限について記載し、また、港湾管理者は、港湾区域内における漂流物発生対策等の必要な措置を講ずるものとした。
- ③ 鉄道事業の管理者による運行停止等の措置について記載した。

(7) 第7節 県自らが管理又は運営する施設に関する対策 (素案、P89～90)

- ① 県が管理する不特定かつ多数の者が出入りする施設及び防災拠点となる施設等に係る災害対策について記載した。
- ② 市町村が行う避難所等の選定について、県有施設の活用等について協力するものとした。
- ③ 港湾管理者が行う水面貯木場における流出防止策について記載した。
- ④ 工事中の建築物等に対する措置については、工事を中断する旨記載した。

5 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (素案、P91～92)

- ① 防災施設の整備については、震災対策編第2章第1節の地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により推進するものとした。また、石油コンビナートについては、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備に努めることとした。

6 第6章 防災訓練計画 (素案、P93～94)

- ① 防災訓練については、震災対策編第2章第23節に定めるとおりとした。また、年1回以上の実施、地域の実情に応じた訓練の実施等について記載した。

7 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 (素案、P95)

- ① 県、市町村、防災関係機関等が協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとした。また、施設管理者や住民等に対する防災教育・広報を行う際に必要な事項について記載した。
- ② 県・市町村は、地震対策上の相談を受けるために必要な窓口を設置するものとした。

# 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震

## 防災対策の推進に関する特別措置法

※ H16.3.26 成立 H16.4.2 公布  
※ H17.9.1 施行

内閣総理大臣

関係都道府県

意見聴取 (法第3条第3項)

諮問 (法第3条第2項)

中央防災会議

指定 (法第3条第1項)

### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

○津波からの避難等、地震防災対策に関する各種計画を作成し、その実施を推進。

#### 【基本計画】 法第5条

- 国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の基本方針
- 推進計画・対策計画の基本となる事項 等

策定 ⇄ 実施

中央防災会議

#### 【推進計画】 法第6条

- 津波からの防護及び円滑な避難に関する事項
- 避難地・避難路等緊急に整備すべき施設の整備に関する事項 等

策定 ⇄ 実施

- ・各府省庁、日銀、日赤、NHK等
- ・各府省庁の地方支分部局
- ・関係都道府県、市町村 等

#### 【対策計画】

法第7、8条

- 津波からの円滑な避難に関する事項 等

策定 ⇄ 実施

#### 【民間事業者】

(津波の浸水が想定される地域)  
病院、劇場、百貨店、旅館、鉄道事業等を管理・運営する者

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進【積雪寒冷地域に配慮】(法第10条)

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進のために必要な財政・金融上の配慮(法第11条)

○国による観測・測量施設等の整備(法第9条)

予知体制が確立した場合

地震防災対策特別措置法による推進

#### 大規模地震対策特別措置法

- 強化地域に指定
- 直前予知を前提とした各種地震防災対策の実施

## 今後のスケジュールについて

平成18年6月15日  
宮城県総務部危機対策課

### H18.6.15(木) 防災会議幹事会議

県地域防災計画(日本海溝特措法編)(案)の審議  
(各幹事からの追加修正意見を反映)

・ご意見があれば、別紙様式により6月22日(木)までに、メール又はfaxにより回答していただき、調整の上、各幹事あて修正事項をご連絡いたします。

国(消防庁)への事前協議 H18.6.19 予定  
了 承 H18.7.初旬まで

- ①幹事会議終了後、直ちに事前協議を行います。
- ②防災会議までに事前協議を終了し、指導事項を修正したいと考えております。

事前協議時の指導箇所修正 H18.7.初旬 → (防災会議幹事へ報告)

### H18.7.14(金) 防 災 会 議

県地域防災計画(日本海溝特措法編)(案)の承認

・宮城県地域防災会議(日本海溝特措法編)の作成案を諮問します。

国(消防庁)への本協議 H18.7.21 予定  
回 答 H18.8.中旬予定

・8月中旬までに協議を終了したいと考えております。

県地域防災計画(日本海溝特措法編)の発刊  
平成18年9月末 → 各防災関係機関へ送付予定

・国、都道府県、市町村及び指定公共機関等へ送付いたします。

## 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等について

### ◎ 趣旨

本県では、東北電力株式会社女川原子力発電所の設置に伴い、当該発電所における原子力災害に対処するための宮城県原子力防災計画が昭和56年10月30日に県防災会議において承認されました。その後、同計画につきましては修正を行ってききましたが、平成11年に発生したJCOウラン加工施設における臨界事故を受け成立した原子力災害対策特別措置法の中で原子力災害についての地方公共団体の責務が明確化されたため、平成13年4月に、これまでの計画を抜本的に見直しを行い、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）を全面修正しました。

しかしながら、その後の、中央防災会議策定の防災基本計画等の修正、市町村合併等の社会情勢の変化、県等の組織改編等により、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を宮城県防災会議原子力防災部会に付議するため、同部会要綱の一部改正が必要となり、今年度これらに着手するものです。

#### 1 宮城県防災会議原子力防災部会要綱の一部改正について

宮城県防災会議条例第4条、宮城県防災会議規程第6条に基づき宮城県防災会議原子力防災部会を設置し、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の樹立に関する事項、原子力発電所周辺環境の調査に関する事項等を調査審議しておりますが、今回、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（案）を作成するにあたり、この部会要綱を以下のとおり一部改正するものです。

- (1) 専門委員について記載された要綱別表2の改正
- (2) 調査審議事項等調整担当の明確化
- (3) 計画等について旧名称から新名称への改正

#### 2 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

修正予定事項は以下のとおり

- (1) 防災基本計画、防災業務計画の反映
- (2) 平成17年度に本県が策定した原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルの内容の反映
- (3) 県等の組織改編、市町村合併等の反映

#### 3 計画修正等のスケジュールについて

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正の予定スケジュールは次のとおりです。

- ① 平成18年6月15日 第1回宮城県防災会議幹事会議への付議（要綱の改正について）
- ② 平成18年11月（予定）第1回宮城県防災会議原子力部会への付議（計画の修正について）
- ③ 平成19年1月（予定）第2回宮城県防災会議幹事会議への付議（計画の修正について）
- ④ 平成19年3月（予定）第2回宮城県防災会議への諮問（計画の修正について）



原子力防災部会構成員

別表の1

委員

職名	備考
宮城県副知事	部会長
第二管区海上保安本部長	
宮城県警察本部長	
宮城県総務部長	
宮城県企画部長	
宮城県環境生活部長	
日本放送協会仙台放送局長	

別表の2

専門委員

平成18年3月現在

氏名	職名	備考
鈴木 進	東北大学名誉教授	
長谷川 雅幸	東北大学教授	
山田 章吾	東北大学教授	
須田 善明	宮城県県議会議員	
渡辺 志伸	仙台管区气象台予報課長	
菅原 康平	石巻市長	
山下 壽郎	雄勝町長	
安住 宣孝	女川町長	
木村 富士男	牡鹿町長	
宇佐見 哲雄	石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	

原子力防災部会構成員

別表の1

委員

職名	備考
宮城県副知事	部会長
第二管区海上保安本部長	
宮城県警察本部長	
宮城県総務部長	
宮城県企画部長	
宮城県環境生活部長	
日本放送協会仙台放送局長	

別表の2

専門委員

職種	備考
学識経験のある者	
宮城県議会議員	
仙台管区気象台技術部予報課長	
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長	
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	

新

原子力防災部会構成員

別表の1  
委員

職	名	備考
宮城県副知事		部会長
第二管区海上保安本部長		
宮城県警察本部長		
宮城県総務部長		
宮城県企画部長		
宮城県環境生活部長		
日本放送協会仙台放送局長		

別表の2  
専門委員

職	種	備考
学識経験のある者		
宮城県議会議員		
仙台管区気象台技術部予報課長		
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長		
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長		

旧

原子力防災部会構成員

別表の1  
委員

職	名	備考
宮城県副知事		部会長
第二管区海上保安本部長		
宮城県警察本部長		
宮城県総務部長		
宮城県企画部長		
宮城県環境生活部長		
日本放送協会仙台放送局長		

別表の2  
専門委員

氏名	職名	備考
鈴木 進	東北大学名誉教授	
長谷川 雅幸	東北大学教授	
山田 章吾	東北大学教授	
須田 善明	宮城県県議会議員	
滝辺 志伸	仙台管区気象台予報課長	
菅原 旗平	石巻市長	
山下 壽郎	雄勝町長	
安住 宣孝	女川町長	
木村 富士男	牡鹿町長	
宇佐良 哲雄	石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	

平成13年3月現在

# 宮城県防災会議幹事会議会議録

平成18年6月15日

- 1 会議名 宮城県防災会議幹事会議
- 2 開催日時 平成18年6月15日(木) 午後2時から午後4時まで
- 3 開催場所 ホテル法華クラブ 1階ハーモニーホール  
仙台市青葉区本町二丁目11-30
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者：0名》
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開 会 (危機対策課：高橋課長補佐(総括担当))
  - (2) あいさつ (小泉危機管理監)
  - (3) 議 題
    - ①宮城県地域防災計画(日本海溝特措法編)(素案)について  
(説明者：佐藤危機対策課長)  
資料1：宮城県地域防災計画(日本海溝特措法編)の作成について  
資料2：宮城県地域防災計画(日本海溝特措法編)の今後のスケジュールにつ  
いて  
に基づき説明
    - ②宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について  
(説明者：佐藤原子力安全対策室長)  
資料3：宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正等について  
に基づき説明
  - (5) 閉 会 (危機対策課：高橋課長補佐(総括担当))